

文京区訪問系障害福祉サービス等事業者人材確保対策支援事業補助金交付要綱

制定 令和7年5月1日2025文福障第423号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護及び同条第26項に規定する移動支援事業を行う指定障害福祉サービス事業者に対し、当該事業者におけるヘルパーをサポートする人材を確保するための経費等の一部を補助することにより、在宅障害者を支えるサービス提供の人材確保と定着を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

(対象事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 区の区域内において、別表第1に定める障害福祉サービス（以下「訪問系障害福祉サービス等」という。）を提供する事業者であって、第5条に規定する補助対象事業を実施する年度の4月1日時点で、開設後1年以上を経過している事業所を少なくとも1つ以上保有していること。
- (2) 当該年度の末日まで訪問系障害福祉サービス等を継続する見込みがあること。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、訪問系障害福祉サービス等を提供する事業所（以下「対象事業所」という。）への就業を希望する者であって、対象事業者で雇用を開始するものとする。ただし、1年以内に当該事業者に雇用されていた者を除く。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 業務支援活用事業（対象事業者が訪問系障害福祉サービス等に係る業務を希望する者を雇用し、ヘルパーの監督の下で身体介護や家事援助の補助を行う人材確保を支援する取組を行う事業をいう。）
- (2) 人材確保事業（業務支援活用事業に参加した無資格者等の対象事業者におけるヘルパーと

しての本採用に向けた資格取得等にかかる経費を支援する取組を行う事業をいう。)

2 補助対象事業の実施内容は、別表第2のとおりとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第3の2の欄に掲げるものとする。

(交付額)

第7条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表第3の3の欄に掲げる補助基準額と、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、文京区訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは文京区訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、適当でないと認めたときは文京区訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第10条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業計画の変更等により特別の必要が生じ、交付決定額の範囲において交付決定の内容を変更するときは、文京区訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に必要な書類を添えて区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは文京区訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により、適当でないと認めるときは文京区訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助金変更不交付決定通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該交付決定に係る事業の実績について文京区訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助金補助金実績報告書（別記様式第7号）により、別に定める日までに区長に報告しなければならない。

（額の確定）

第12条 区長は、前条の規定による実績報告及び添付書類を審査した結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、区長は交付すべき補助金の額を確定し、文京区訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助金確定通知書（別記様式第8号）により当該交付決定者に通知する。

（補助金の請求及び支払）

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、文京区訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助金交付請求書（別記様式第9号）により、区長に補助金の交付を請求する。

2 区長は、前項の規定により請求があったときは、当該交付決定者に対し、速やかに補助金を支払わなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手続により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、文京区訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により当該交付決定者に通知する。

3 前2項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

（違約加算金）

第16条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る

補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金）

第17条 交付決定者は、第15条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（他の補助金等との重複の禁止）

第18条 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、国、都及び他の事業からの補助金の交付を受けてはならない。

（委任）

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 事業区分	2 障害福祉サービス
業務支援活用事業	居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業
人材確保支援事業	居宅介護、重度訪問介護

別表第2（第3条関係）

1 補助対象事業	2 内容
業務支援活用事業	(1) 補助対象者の雇用 ア 補助対象者の求人活動は、対象事業者が行う。 イ 対象事業者は、区が事業実施年度内に定める期間内で、補助対象者と有期雇用契約を締結することとする。 ウ 対象事業者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守するとともに、新規に雇用する補助対象者について、法令の定めるところにより各種保険

	会社へ加入し、保険料を支払わなければならない。また、補助対象者に対し、有期雇用契約期間中の賃金を、原則として月払いにより支払わなければならない。 (2) 介護労働への従事 ア 対象事業者は、対象事業所において、補助対象者を介護労働に従事させなければならない。 イ 対象事業者は、補助対象者をヘルパーの監督の下、対応可能な業務（身体介護の補助、炊事や洗濯等の家事援助のサポート、移動支援等）に従事させる。 なお、未経験者が介護労働を開始するに当たっては、居宅介護職員初任者研修や重度訪問介護従事者養成研修、移動支援従事者養成研修等、対象事業所による研修を受講した上で従事させること。 ウ 対象事業者は、補助対象者の介護労働に関して障害福祉サービスの報酬及び地域生活支援事業給付費等を請求してはならない。 エ 補助対象者の就業時間、その他の労働条件については、対象事業者の就業規則等によるものとする。
人材確保支援事業	(1) 研修の受講 ア 対象事業者は、補助対象者が希望する場合、居宅介護職員初任者研修及び実務者研修、重度訪問介護従事者養成研修等を受講させなければならない。 (2) 人材の育成 ア 対象事業者は、補助対象者の資質を向上させるため、必要な実務知識・技能を習得させるとともに、サービスの実践力が高められるよう育成を図ること。 イ 対象事業者は、補助対象者の雇用期間中及び雇用期間後も、当該補助対象者に対する雇用状況報告及び現地調査等に積極的に

	協力すること。
--	---------

別表第3（第6条、第7条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助基準（上限）額
業務支援活用事業	(1) 補助対象者の人件費（注1） (2) 補助対象者の法定福利費（事業主負担相当分）（注2）	(1) 補助対象者1人当たり1,700円（1時間当たりの単価）かつ年間1,224,000円（720時間分）を上限とする。 (2) 補助対象者の人件費×15%を上限とする。
人材確保支援事業	補助対象者の研修受講料	補助対象者1人当たり83,000円

注1 有期雇用契約期間中の労働及び関連する業務に関する従事時間（時間外勤務時間を含む。）を補助対象とし、勤務時間内に研修を受講する場合は、その時間及び移動時間を含めることができる。

注2 雇用契約期間を通じて、社会保険（健康（介護含む。）・厚生年金・雇用・労災）の全てに加入している場合に対象とする。